

事業者の皆様へ

四国中央市長 大西 賢治

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価の適用に係る特例措置について

このたび、国土交通省及び愛媛県より、技能労働者への適切な賃金水準の確保について依頼がありました。

四国中央市においても、技能労働者及び技術者（以下「技能労働者等」という。）の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、下記の対策を講じることとしましたのでお知らせいたします。

なお、事業者におかれましては、請負金額が変更された場合は、元請と下請の間で既に締結している請負契約の変更や、技能労働者等への賃金引上げ等について、適切に対応するようお願いいたします。

また、国通知にある法定福利費の適切な支払い、社会保険等未加入対策、適正な価格による契約の推進についても、同様に適切な対応をするよう、併せてお願いいたします。

記

○技能労働者等への適切な賃金水準の確保のための対策

- (1) 国・愛媛県と同様に設計労務単価及び技術者単価の新単価を令和 8 年 3 月から適用する。
- (2) 令和 8 年 3 月 1 日以降に当初契約を締結した四国中央市発注の工事及び業務のうち、旧単価を用いて予定価格を積算したものについては、新単価を遡及適用する。
- (3) 平成 26 年 3 月 13 日付け四管第 120 号で通知しているインフレスライド条項の運用継続（改正後の約款第 26 条第 6 項）

【問い合わせ先】 ◎ 制度に関すること

四国中央市総務部契約検査課契約係 0896-28-6008
(直通)

◎ 個々の協議に関すること

当該契約を所管する各事業担当課にお問い合わせください。